小中学校の在り方検討に関する地区説明会を開催します

市教育委員会では、児童生徒数の減少など、今後の学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来の小中学校の在り方について検討を進めています。

このたび、地域の皆さんや保護者の皆さんなどを対象に、これまでの検討状況や令和８年９月に実施した市民アンケート・保護者アンケートの結果について説明する地区説明会を開催します。

子どもたちにとって望ましい教育環境について、皆さんと一緒に考える機会としたいと考えていますので、ぜひご参加ください。

◆日程

月　日	時　間	地　区	会　場
11 月 25 日㈫	午後７時 00 分～	高田東中学校区	高田東中学校
11 月 26 日㈭	午後６時 30 分～	高田第一中学校区	市コミュニティホール

問い合わせ先　市教育委員会学校教育課（内線521）

文化財ニュース

文化財の維持管理でお困りのことはありませんか？

米崎町の普門寺にある岩手県指定天然記念物「普門寺のサルスベリ」は、長い年月を経て樹勢が衰えてきました。この貴重な樹木を次の世代へ守り伝えるため、樹木医の指導により、枯れ枝の剪定や、スス病対策の薬剤散布などが行われました。これらの維持管理には、市の補助金が活用されています。

文化財は適切な維持管理を続けることで、地域の歴史や文化を今に、そして未来へ伝えることができる大切な「地域のたから」です。市教育委員会では、文化財の保存や活用に必要な経費に対し、上限 20 万円の補助金を交付しています。

「樹木の診断や再生」「伝統芸能の楽器・衣装の新調や修繕」などをお考えの人は、お気軽にお問い合わせください。

補助金の活用事例（県指定天然記念物普門寺のサルスベリ）



枯れ枝を剪定する様子



剪定後のサルスベリ

問い合わせ先　市教育委員会教育総務課文化財係（内線555）

国民年金の各種制度の手続きについて

年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される給付金です。

給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

◆対象となる人

老齢基礎年金を受給している人

次の要件をすべて満たしている必要があります。
- □　65 歳以上である。
- □　世帯員全員の個人住民税（市民税）が非課税。
- □　前年の年金収入やその他収入の合計所得が約 93 万円以下。

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしている必要があります。
- □　前年の合計所得が約 491.8 万円（※）以下。

※扶養親族の数に応じて増額

◆請求手続き

❶普段の年金受給に加えて、新たに年金生活者支援給付金を受給する人

対象となる人には、日本年金機構から９月初旬頃以降に給付金の請求が可能な旨のお知らせが送付されています。同封されているはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し、提出してください。

令和９年１月４日㈰までに請求手続きが完了すると、令和８年 10 月分からさかのぼって給付金を受け取ることができます。

❷新たに年金を受給しはじめる人

年金請求手続きと併せて年金事務所または市役所市民課で請求手続きをしてください。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、次の番号へご連絡ください。

『給付金専用ダイヤル』　0570－05－4092（ナビダイヤル）

国民年金第１号被保険者の保険料の育児免除制度について

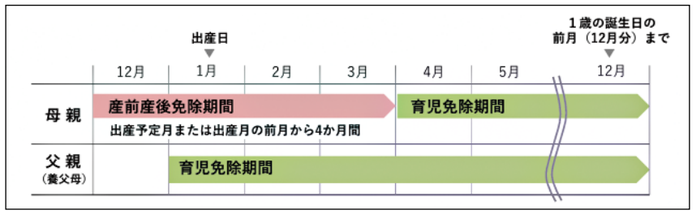
令和８年 10 月から、実子、養子を育てている人に対して、育児期間中の国民年金保険料の免除制度が始まりました。

免除制度の利用には申請が必要です。

◆育児免除適用となる保険料：令和８年 10 月分から

◆免除期間
- 実母の場合は、産前産後免除期間の翌月から、子どもが１歳になる誕生日の前月まで。
- 実父または養父母の場合は、子（養子）を扶養した日の属する月から１歳になる誕生日の前月まで。

◆育児免除イメージ図



◆対象となる人

令和８年 10 月１日以降、１歳になるまでの子どもを育てている国民年金第１号被保険者である父母、養父母で、❶子どもと親子関係が継続している人、❷子どもと同一の住所に住んでいる人が対象となります。

◆申請方法

電子申請のほか、市役所市民課窓口でも申請可能です。
（※電子申請の場合は添付書類が不要となります。）

詳細はこちら

問い合わせ先　市民課国保年金係（内線137）